

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年2月3日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	7件
厚生年金保険関係	7件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900280 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000064 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 16 年 12 月、平成 17 年 1 月及び平成 18 年 2 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 16 年 12 月、平成 17 年 1 月及び平成 18 年 2 月から平成 21 年 8 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 16 年 12 月、平成 17 年 1 月及び平成 18 年 2 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 12 月、平成 17 年 1 月及び平成 18 年 2 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 20 年 5 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 20 年 5 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 20 年 5 月から平成 21 年 8 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 16 年 12 月及び平成 17 年 1 月	26 万円	32 万円	—
平成 18 年 2 月から平成 20 年 4 月まで	26 万円	34 万円	—
平成 20 年 5 月から同年 8 月まで	26 万円	34 万円	38 万円
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月まで	28 万円	34 万円	38 万円

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 7 月 8 日から平成 21 年 9 月 1 日まで

A 社の請求期間に係る標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額と相違しているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 16 年 12 月、平成 17 年 1 月及び平成 18 年 2 月から平成 21 年 8 月ま

での期間（次の表の第一欄に掲げる期間）については、請求者が提出した給与明細書及びA社が提出した賃金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（次の表の第二欄に掲げる金額）を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成16年12月、平成17年1月及び平成18年2月から平成21年8月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成16年12月、平成17年1月及び平成18年2月から平成21年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成16年12月及び平成17年1月	26万円	32万円	—
平成18年2月から平成20年4月まで	26万円	34万円	—
平成20年5月から同年8月まで	26万円	34万円	38万円
平成20年9月から平成21年8月まで	28万円	34万円	38万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月、平成17年1月及び平成18年2月から平成21年8月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成16年12月、平成17年1月及び平成18年2月から平成21年8月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成20年5月から平成21年8月までの期間については、前述の給与明細書及び賃金台帳により、平成20年5月の随時改定の基礎となる平成20年2月から同年4月までの報酬月額及び平成20年の定時決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの報酬月額が確認できるところ、当該随時改定及び定時決定に係る標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、平成20年5月から平成21年8月までの標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書及び賃金台帳によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成8年7月から平成16年11月までの期間及び平成17年2月から平成

18年1月までの期間については、A社の回答によると、同社は平成18年以前の賃金台帳を保管しておらず、請求者の請求期間における住所地であるB町は、保管期限経過のため請求者の請求期間に係る課税資料を交付できない旨回答しているほか、請求者がA社からの給与の振込先とするC銀行は、出力可能期間を経過しているため取引履歴の提出はできない旨回答しており、請求者自身も当該期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成8年7月から平成16年11月までの期間及び平成17年2月から平成18年1月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成8年7月から平成16年11月までの期間及び平成17年2月から平成18年1月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000054 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000065 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 14 年 8 月から同年 10 月まで及び平成 15 年 7 月から同年 10 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 14 年 8 月から同年 10 月まで及び平成 15 年 7 月から同年 10 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 14 年 8 月から同年 10 月まで及び平成 15 年 7 月から同年 10 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 14 年 8 月から同年 10 月まで及び平成 15 年 7 月から同年 10 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第一欄	第二欄	第三欄
平成 14 年 8 月及び同年 9 月	24 万円	30 万円
平成 14 年 10 月	24 万円	32 万円
平成 15 年 7 月	24 万円	28 万円
平成 15 年 8 月及び同年 9 月	24 万円	26 万円
平成 15 年 10 月	24 万円	28 万円

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 12 月 1 日から平成 17 年 4 月 1 日まで

給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う報酬月額よりも年金記録の標準報酬月額の方が少なくなっているため、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 14 年 8 月から同年 10 月まで及び平成 15 年 7 月から同年 10 月までの期間 (次の表の第一欄に掲げる期間) については、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請

求者の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成14年8月から同年10月まで及び平成15年7月から同年10月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成14年8月から同年10月まで及び平成15年7月から同年10月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
平成14年8月及び同年9月	24万円	30万円
平成14年10月	24万円	32万円
平成15年7月	24万円	28万円
平成15年8月及び同年9月	24万円	26万円
平成15年10月	24万円	28万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成14年8月から同年10月まで及び平成15年7月から同年10月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成14年8月から同年10月まで及び平成15年7月から同年10月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成13年12月から平成14年7月まで、平成14年11月から平成15年6月まで及び平成15年11月から平成17年3月までの期間については、B銀行が提出した請求者の請求期間に係る預金取引明細により、各月の給与の振込金額は確認できるものの、記載された振込金額からは各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

また、A社は、請求者に係る貸金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管しておらず、請求者の請求期間における住所地であるC市（請求期間当時はD町）は、保存年限経過のため請求期間に係る課税資料を保管していない旨回答しており、請求者自身も平成13年12月から平成14年7月まで、平成14年11月から平成15年6月まで及び平成15年11月から平成17年3月までの期間に係る給与明細書等を所持していないことから、請求者の当該期間に係る給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成13年12月から平成14年7月まで、平成14年11月から平成15年6月まで及び平成15年11月から平成17年3月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成13年12月から平成14年7月まで、平成14年11月から平成15年6月まで及び平成15年11月から平成17年3月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000142 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000066 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 6 月、同年 12 月、平成 23 年 6 月、平成 24 年 6 月、平成 25 年 6 月、平成 26 年 6 月、同年 12 月、平成 27 年 6 月、同年 12 月、平成 28 年 6 月及び同年 12 月の標準賞与額 150 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 6 月、同年 12 月、平成 23 年 6 月、平成 24 年 6 月、平成 25 年 6 月、平成 26 年 6 月、同年 12 月、平成 27 年 6 月、同年 12 月、平成 28 年 6 月及び同年 12 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 6 月 15 日
② 平成 22 年 12 月 15 日
③ 平成 23 年 6 月 15 日
④ 平成 24 年 6 月 15 日
⑤ 平成 25 年 6 月 17 日
⑥ 平成 26 年 6 月 16 日
⑦ 平成 26 年 12 月 15 日
⑧ 平成 27 年 6 月 15 日
⑨ 平成 27 年 12 月 15 日
⑩ 平成 28 年 6 月 15 日
⑪ 平成 28 年 12 月 15 日

A 社から、請求期間①から⑪までの賞与の支払いを受け、賞与支払明細書に厚生年金保険料額が記載されていたが、当社の社会保険事務担当者が年金事務所へ賞与支払届を届出していなかったため、賞与の記録が漏れている。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者の請求期間①から⑪までの賞与支払明細書とする役員給与支払明細書等により、請求者は、当該期間において同社から 150 万円を上回る賞与の支給を受け、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料控除額又はそれを上回る控除額を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが確認できることから、記録訂正の対象は、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料控除額までとなることから、平成 22 年 6 月、同年 12 月、平成 23 年 6 月、平成 24 年 6 月、平成 25 年 6 月、平成 26 年 6 月、同年 12 月、平成 27 年 6 月、同年 12 月、平成 28 年 6 月及び同年 12 月の標準賞与額については、厚

生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として150万円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑩までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年6月、同年12月、平成23年6月、平成24年6月、平成25年6月、平成26年6月、同年12月、平成27年6月、同年12月、平成28年6月及び同年12月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000145 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000067 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 26 年 6 月の標準賞与額 41 万 5,000 円、同年 12 月、平成 27 年 6 月、同年 12 月、平成 28 年 6 月及び同年 12 月の標準賞与額 150 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 6 月、同年 12 月、平成 27 年 6 月、同年 12 月、平成 28 年 6 月及び同年 12 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 6 月 16 日
② 平成 26 年 12 月 15 日
③ 平成 27 年 6 月 15 日
④ 平成 27 年 12 月 15 日
⑤ 平成 28 年 6 月 15 日
⑥ 平成 28 年 12 月 15 日

A 社から、請求期間①から⑥までの賞与の支払いを受け、賞与支払明細書に厚生年金保険料額が記載されていたが、当社の社会保険事務担当者が年金事務所へ賞与支払届を届出していなかったため、賞与の記録が漏れている。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者の請求期間①から⑥までの賞与支払明細書とする役員給与支払明細書等により、請求者は、同社から、請求期間①は標準賞与額 41 万 5,000 円に見合う賞与及び請求期間②から⑥までは 150 万円を上回る賞与の支給を受け、請求期間①は標準賞与額 41 万 5,000 円に基づく厚生年金保険料控除額及び請求期間②から⑥までは標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料控除額又はそれを上回る控除額を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが確認できるところ、記録訂正の対象となるのは、標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料控除額までであることから、平成 26 年 6 月、同年 12 月、平成 27 年 6 月、同年 12 月、平成 28 年 6 月及び同年 12 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、平成 26 年 6 月は 41 万 5,000 円、同年 12 月、平成 27 年 6 月、同年 12 月、平成 28 年 6 月及び同年 12 月は 150 万円と記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間①から⑥までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 26 年 6 月、同年 12 月、平成 27 年 6 月、同年 12 月、平成 28 年 6 月及び同年 12 月の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000146 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000068 号

第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第一欄に掲げる期間の標準賞与額については、第三欄に掲げる金額とする。

事業主は、請求者に係る第一欄に掲げる期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (第二欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第一欄	第二欄	第三欄
平成 24 年 6 月	—	36 万 6,000 円
平成 25 年 6 月	—	42 万 7,000 円
平成 26 年 6 月	—	41 万 5,000 円
平成 26 年 12 月	122 万 1,000 円	150 万円
平成 27 年 6 月	—	44 万 1,000 円
平成 27 年 12 月	127 万 1,000 円	150 万円
平成 28 年 6 月	—	46 万 8,000 円
平成 28 年 12 月	130 万 1,000 円	150 万円

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 24 年 6 月 15 日
② 平成 25 年 6 月 17 日
③ 平成 26 年 6 月 16 日
④ 平成 26 年 12 月 15 日
⑤ 平成 27 年 6 月 15 日
⑥ 平成 27 年 12 月 15 日
⑦ 平成 28 年 6 月 15 日
⑧ 平成 28 年 12 月 15 日

A 社から、請求期間①から⑧までの賞与の支払いを受け、賞与支払明細書に厚生年金保険料額が記載されていたが、当社の社会保険事務担当者が年金事務所へ賞与支払届を届出していなかったため、賞与の記録が漏れている。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者の請求期間①から⑧までの賞与支払明細書とする役員給与支払明細

書等により、請求者は、同社から、平成24年6月、平成25年6月、平成26年6月、平成27年6月、平成28年6月において次の表の第三欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与及び平成26年12月、平成27年12月、平成28年12月において150万円を上回る賞与の支給を受け、第三欄に掲げる標準賞与額（平成26年12月、平成27年12月及び平成28年12月については標準賞与額の上限額150万円）に基づく厚生年金保険料控除額又はそれを上回る控除額を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが確認できるところ、記録訂正の対象となるのは、標準賞与額の上限額150万円に基づく厚生年金保険料控除額までであることから、第一欄に掲げる期間の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、第三欄に掲げる標準賞与額を記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄
平成24年6月	—	36万6,000円
平成25年6月	—	42万7,000円
平成26年6月	—	41万5,000円
平成26年12月	122万1,000円	150万円
平成27年6月	—	44万1,000円
平成27年12月	127万1,000円	150万円
平成28年6月	—	46万8,000円
平成28年12月	130万1,000円	150万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（第二欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑧までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料（第二欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の第一欄に掲げる期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料（第二欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（第二欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000166 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000069 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 57 年 11 月 10 日、喪失年月日を昭和 58 年 11 月 16 日に訂正し、昭和 57 年 11 月から昭和 58 年 10 月までの標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

昭和 57 年 11 月から昭和 58 年 10 月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 57 年 11 月から昭和 58 年 10 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 11 月 10 日から昭和 58 年 11 月 16 日まで

請求期間については、C 社からグループ会社の A 社に異動し勤務を行い、保険料も事業主である A 社から控除されていたが、厚生年金保険の記録が漏れている。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

B 社が提出した請求者に係る定期身上書、昭和 57 年 12 月及び昭和 58 年 1 月支給分の給与台帳によると、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務 (昭和 57 年 11 月 10 日に A 社グループの C 社から A 社に異動し、昭和 58 年 11 月 16 日に同社から C 社に異動) し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、請求全期間において変動がないと推認でき、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 57 年 11 月から昭和 58 年 10 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否かは不明だが、厚生年金保険料については納付したと回答しているものの、仮に事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難く、請求者の請求期間に係る雇用保険被保険者記録も確認できないことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 57 年 11 月から昭和 58 年 10 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000254 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000070 号

第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成8年6月から平成17年3月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年6月から平成17年3月まで(次の表の第一欄に掲げる期間)の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成8年6月から平成17年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年6月から平成17年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成8年5月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年5月の標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

請求者のA社における平成8年6月から平成9年3月まで、平成9年8月から平成10年3月まで、平成13年2月、平成13年5月から同年9月まで、平成14年10月から平成15年3月まで及び平成16年3月から同年8月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年6月から平成9年3月まで、平成9年8月から平成10年3月まで、平成13年2月、平成13年5月から同年9月まで、平成14年10月から平成15年3月まで及び平成16年3月から同年8月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成8年5月から平成9年3月まで、平成9年8月から平成10年3月まで、平成13年2月、平成13年5月から同年9月まで、平成14年10月から平成15年3月まで及び平成16年3月から同年8月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第三欄(平成8年5月については第二欄)に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成8年5月	30万円	—	44万円
平成8年6月から同年9月まで	30万円	38万円	44万円
平成8年10月から同年12月まで	28万円	38万円	44万円
平成9年1月から同年3月まで	28万円	41万円	44万円
平成9年4月から同年7月まで	28万円	44万円	—
平成9年8月及び同年9月	28万円	44万円	50万円
平成9年10月から平成10年3月まで	30万円	44万円	50万円
平成10年4月から同年9月まで	30万円	50万円	—
平成10年10月から平成11年9月まで	28万円	50万円	—
平成11年10月から平成13年1月まで	30万円	50万円	—
平成13年2月	30万円	47万円	50万円
平成13年3月及び同年4月	30万円	50万円	—
平成13年5月から同年9月まで	30万円	47万円	50万円
平成13年10月から平成14年3月まで	32万円	47万円	—

平成14年4月から同年9月まで	32万円	44万円	—
平成14年10月から平成15年3月まで	32万円	41万円	44万円
平成15年4月から平成16年2月まで	32万円	44万円	—
平成16年3月から同年8月まで	32万円	41万円	44万円
平成16年9月から平成17年3月まで	32万円	41万円	—

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年5月27日から平成17年4月1日まで

給与から控除されていた厚生年金保険料額は、年金記録の標準報酬月額に見合う保険料額よりも高額であったので、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間（次の表の第一欄に掲げる期間）のうち、平成8年6月から平成17年3月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成8年6月から平成17年3月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成8年6月から平成17年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成8年5月	30万円	—	44万円
平成8年6月から同年9月まで	30万円	38万円	44万円
平成8年10月から同年12月まで	28万円	38万円	44万円
平成9年1月から同年3月まで	28万円	41万円	44万円
平成9年4月から同年7月まで	28万円	44万円	—
平成9年8月及び同年9月	28万円	44万円	50万円
平成9年10月から平成10年3月まで	30万円	44万円	50万円
平成10年4月から同年9月まで	30万円	50万円	—
平成10年10月から平成11年9月まで	28万円	50万円	—

平成 11 年 10 月から平成 13 年 1 月まで	30 万円	50 万円	—
平成 13 年 2 月	30 万円	47 万円	50 万円
平成 13 年 3 月及び同年 4 月	30 万円	50 万円	—
平成 13 年 5 月から同年 9 月まで	30 万円	47 万円	50 万円
平成 13 年 10 月から平成 14 年 3 月まで	32 万円	47 万円	—
平成 14 年 4 月から同年 9 月まで	32 万円	44 万円	—
平成 14 年 10 月から平成 15 年 3 月まで	32 万円	41 万円	44 万円
平成 15 年 4 月から平成 16 年 2 月まで	32 万円	44 万円	—
平成 16 年 3 月から同年 8 月まで	32 万円	41 万円	44 万円
平成 16 年 9 月から平成 17 年 3 月まで	32 万円	41 万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 8 年 6 月から平成 17 年 3 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 8 年 6 月から平成 17 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 8 年 5 月については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間のうち、平成 8 年 6 月から平成 9 年 3 月まで、平成 9 年 8 月から平成 10 年 3 月まで、平成 13 年 2 月、平成 13 年 5 月から同年 9 月まで、平成 14 年 10 月から平成 15 年 3 月まで及び平成 16 年 3 月から同年 8 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄（平成 8 年 5 月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄（平成 8 年 5 月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。